

◎新潟県告示第524号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和8年6月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2- {2- [(ベンゾ[d] [1, 3]ジオキソール-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類（通称名：M e t h y l e n e d i o x y n i t a z e n e）
- (2) 2- { [4- (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル} -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類（通称名：F l u e t o n i t a z e p y n e、N-pyrrolidino-fluetonitazene）
- (3) N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン及びその塩類（通称名：5-MeO-NiPT）

2 指定の理由

条例第2条第6号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和8年6月18日